

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医の指定
概 要	医師からの申請に基づき、指定難病指定医の指定を行う。
根拠法令等 及び条項	難病法第6条第1項 難病法施行規則第15条第1項 大阪市指定難病医療費助成に係る指定医の指定事務取扱要領 (大阪市保健所管理課に設置)
審査基準	診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であって、次のいずれかに該当するものを指定医として指定する。 1 難病指定医 ア 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。 イ 都道府県知事、指定都市市長が行う研修を修了していること。 2 協力難病指定医 ア 都道府県知事、指定都市市長が行う研修を修了している者であって、かつ、診断書（支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る）を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	難病指定医指定申請書兼経歴書を健康局保健所管理課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428627.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443792.html
備 考	